議員議案第１号関係資料

宮代町議会会議規則　新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（欠席の届出） 第２条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合には、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	（欠席の届出） 第２条　議員は、疾病、出産その他の事由により　　出席できないときは、その理由を付けて、開議前　　までに議長に届け出なければならない。
（請願書の記載事項等） 第８９条　請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）　　を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。 ２及び３　（略）	（請願書の記載事項等） 第８９条　請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者（法人は、代表者）　　が署名又は記名押印しなければならない。 ２及び３　（略）